# ふるさとリーサム地区まちづくりだより

### 第23号(令和4年5月1日発行)

発行:ふるさとリーサム地区まちづくりを考える会 ふるさとリーサム地区まちづくり協議会

地区名称の由来…子や孫が帰ってきたくなる活気のあるまちづくりを進めることから名づけられました。リーサムの「リ」は英語で戻る・帰るという意味の「リターン」を、「サム」は小路北町(S)・打上新町(U)・明和(M)の頭文字を指します。

# 明和北地区の最優先整備路線

街なみ環境整備事業、明和北地区(第1地区)最優先整備路線のうち、令和3年度は市による用地買収・物件補償を進める中、防災軸となる6mの道路築造工事が約98m完成し、事

業開始から約282m 完成しました。また、防災軸道路沿いに防災エリア(明和1丁目第1ちびっこ老人憩いの広場)を整備、かまどベンチ等を設置しました。

引き続き、令和 4 年度も市による用地 買収・道路拡幅工事を実施し、令和 4 年 度末には明和北地区の最優先整備路線の 全線完成に向け取り組んでまいります。



# 令和 3 年度ふるさとリーサム地区まちづくり協議会総会 を開催しました

令和3年度総会については、新型コロナウイルスの感染拡大 防止の観点から書面決議となりました。(令和4年3月)

会員総数 184 名のうち決議数が 100 名、承認数が(議案第1号、 第2号ともに) 100 名により可決されました。

皆様のご協力により、本年度も引き続き事業完成を目指し取り組んでまいります。





#### 【道路整備状況】



写真① 拡幅道路部分

(整備前)

(整備後)





写真② 拡幅道路部分

(整備前)

(整備後)





# まちづくりを考える会検討会・協議会役員会を開催しました。

#### 令和3年5月11日

- ・ 令和 2 年度まちづくり協議会総会について報告を行いました。
- ・ 令和 3 年度の活動計画について報告を行いました。
- 令和3年度の街なみ環境整備事業ついて寝屋川市より報告を受けました。

#### 令和3年7月6日

- ・明和北地区(第1地区)防災エリア整備工事、道路築造工事について寝屋川市より報告を 受けました。
- ・明和北地区(第2地区)、明和南地区(第1地区)事業について寝屋川市より報告を受けました。
- ・明和北地区(第2地区)、明和南地区(第1地区)街づくり協定について報告を行いました。

#### 令和3年12月14日

- ・明和北地区(第2地区)、明和南地区(第1地区)街づくり協定承認について報告を行いました。
- 明和北地区(第1地区)道路築造工事について寝屋川市より報告を受けました。
- 明和北地区(第2地区)道路詳細設計業務について寝屋川市より報告を受けました。
- 明和南地区(第1地区)道路予備設計業務について寝屋川市より報告を受けました。
- ・市営住宅の指定管理者導入について寝屋川市より報告を受けました。

#### 令和 4 年 3 月 1 4 日

- ・令和3年度協議会総会について、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から書面 決議で行うことの確認を行いました。
- 明和北地区(第1地区)道路築造工事について寝屋川市より報告を受けました。
- 明和北地区(第2地区)道路詳細設計業務について寝屋川市より報告を受けました。
- 明和南地区(第1地区)道路予備設計業務について寝屋川市より報告を受けました。

#### 【街づくり協定の締結】

令和3年9月14日

・寝屋川市へ街づくり協定承認申請書提出(明和北地区(第2地区)、明和南地区(第1地区)

令和3年9月15日

・寝屋川市から街づくり協定承認通知書受理 まちづくり協定締結(明和北地区(第2地区)、明和南地区(第1地区))

#### 【市長への要望活動】(3回)

令和3年7月12日、令和3年9月14日、令和4年1月13日 ふるさとリーサム地区(まちなか再生エリア)において未着手地区の早期事業着手につい て協議会役員から市長へ要望しました。

#### 令和4年度活動計画

#### 主な活動内容

1. 街なみ環境整備方針に基づく街づくり協定の承認申請(小路北町地区)

街なみ環境整備事業を進めていくにあたり、土地所有者、借地権者のさらなる合意形成を図り、寝屋川市へ街づくり協定の申請を行います。

2. 用地買収・物件補償・道路築造工事等に伴う地権者等との調整

街なみ環境整備事業の早期完了を実現するため、市が実施する用地買収等を円滑に進められるよう協力し、用地交渉・道路築造工事を進めていきます。

3. まちづくり活動内容の周知

役員会で検討した内容や活動内容を周知していくため、まちづくりだよりの発行やまちづくり説明会等を適宜開催します。

4. 円滑な協議会の運営

協議会を運営していくため、三役会及び役員会を適宜開催します。

#### 小路北町地区の事業着手について

令和4年度から小路北町地区の事業に着手してまいります。

地権者の方々に事業説明を行い、まちづくり協定の同意取得後に、寝屋川市へ協定の承認申請を行い、市の承認後、協定を締結する予定です。



#### 【まちづくりだよりの問い合わせ先について】

寝屋川市まちづくり推進部まちづくり推進課

•電 話:072-825-2409 •FAX:072-825-2618

• Email: machi-sui@city.neyagawa.osaka.jp

寝屋川市のホームページにも掲載させていただいています。

